



ほけんしつよい

2019. 3. 1.



3月3日は「^{みみ}耳^ひの日」です！

「33=みみ」だから、^{みみ}耳^ひの日があるのは日本^{にほん}だけ？とおもったら、3月3日はWHO（^{せかい}世界^{ほけん}保健^{きかん}機関）が^{こくさい}決めた^{こくさい}国際^{こくさい}耳^{みみ}の日でもあるそうです。

「3」が^{みみ}耳^{かたち}の形に似ているのは^{せかい}世界^{きょうつう}共通 ですね。

★耳のはたらき



① ^{おと}音をきく



② ^{からだ}体のバランスをとる

★こんなときは、病院へいきましょう



^{みみ}耳がいたいとき



^{みみ}耳^{なみ}の中がジクジクしているとき



^{おと}音がきこえにくいとき



^{みみ}耳なりがするとき

学校災害給付金の申請手続きは済みましたか？

申請は月ごとです。まだの人は提出をお願いします。手続き書類の必要な人はご連絡ください。

学校でけがをして、病院で手当てを受けた時、給付金（医療費総額の4/10の支給）が支払われる制度に加入していただいています。

日本スポーツ振興センター「災害共済給付制度」について

災 害	災 害 の 範 囲	給 付 金 額
けがや病気の 場合	医療費総額（初診から治癒するまで）が5,000円（病院の窓口で支払う額が1,500円）以上のものが対象となります。	① 医療費分として医療費総額の3/10（病院の窓口支払分） ② 雑費分として医療費総額の1/10 ③ 合計①+②、 医療費総額の4/10が支給 されます。

- ①保険外治療費は、給付の対象となりません。
- ②同一の負傷または疾病の医療費の給付期間は初診日から10年間です。
- ③要保護児童・生徒の医療費は、医療扶助があるため対象となりません。
- ④給付事由の発生から2年間請求しないでおくと、給付を受ける権利はなくなります。



- ⑤非常災害による災害は給付となりません。
- ⑥災害共済給付の給付事由と同一の事由について、損害賠償を受けたときは、その価額の限度において、給付を行わない場合があります。
- ⑦他の法令の規定による給付等（例：条例に基づく乳幼児医療助成）を受けたときは、その限度において、給付を行わない場合があります。

→**能勢町では学校のけがの場合、こども医療証の利用は控えるよう、お願いしています。**

- ⑧第三者の加害行為による災害により損害賠償があった時は差額支給（示談額等がセンター給付金額よりも少ない場合）となります。ただし、児童生徒間（センター加入者）の加害行為の場合は全額給付対象となります。

*手続き書類提出の際は、**領収書等(原本)も**一緒に提出をお願いします。手続き後、返却いたします。